

2022年 5月

お客さま 各位

道南うみ街信用金庫

## 「未利用口座管理手数料」の新設および未利用口座の解約について

平素より道南うみ街信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、残高が少額で長期間ご利用されていない普通預金口座等が金融犯罪に不正に利用されることによる被害を防止するため、最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお取引（入出金）をされていない口座を未利用口座としてお取り扱いさせていただくことといたしました。

未利用口座としてお取り扱いさせていただいた場合には、一定の条件のもと口座を管理する費用として「未利用口座管理手数料」（以下、「本手数料」という。）をご負担いただきます。

また、口座の残高が本手数料以下となった場合には、口座残高全額をもって本手数料としてご負担いただいた上で、口座を解約させていただきます。長期間ご利用されていない普通預金口座等がございましたら、ぜひご利用くださいますようお願い申し上げます。

なお、未利用口座のお取扱いは、あくまでも2年以上の長期間にわたりご利用されていない普通預金口座等を対象としたものであり、常日頃から入出金および口座振替等のお取引をされている口座は対象となりません。

### 記

#### 1. 未利用口座管理手数料の適用日（基準日）

2022年10月3日（月）

※ 手数料の負担は、2025年2月以降となります。

#### 2. 未利用口座管理手数料の対象口座

最終異動日（当該普通預金利息の元本への組入れ、本手数料の引落しは除きます。）から2年以上一度もお預入れまたは払戻しが無い普通預金口座・貯蓄預金口座を未利用口座としてお取扱いたします。

※ 普通預金口座は、無利息型普通預金口座、総合口座、通帳レス口座を含みます。

#### 3. 未利用口座管理手数料の対象外口座

次のいずれかに該当する場合は、本手数料の対象外です。

①当該口座の残高が一万円以上の場合

②同一店舗で定期預金等のお取引がある場合

- ③同一店舗でお借入（カードローンを含む）がある場合
- ④後見制度支援預金
- ⑤当該口座の名義人が未成年者の場合

#### 4. 未利用口座管理手数料について

お客さまの口座が未利用口座となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内させていただきます。なお、この書面が延着または到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

ご案内を差し上げて一定期間（3ヶ月）経過後もお取引がない場合に、年間1,200円（消費税別）の本手数料をご負担いただきます。

#### 5. 未利用口座の自動解約

お客さまの口座が本手数料未満の場合は、残高全額をもって本手数料としていただいたうえで、同口座を解約させていただきます（不足額のご負担および解約後のお手続きはございません）。なお、ご負担いただいた本手数料のご返却および解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

※ 今後、本手数料に関して変更がある場合は、ホームページ等でお知らせいたします。

※ ご不明な点がございましたら、お取引店にお問い合わせください。

以 上